

生協の団体扱自動車保険はとってもお得！！

大口団体扱割引率**15%**が適用されます。
分割払は、一般契約と異なり分割割増が
かからないので**約5%**割安となります。

栃木県職員様の団体扱割引15%は2023年10月31日
までの始期契約に適用されます。
割引率は、栃木県職員グループ団体扱自動車保険の「ご
契約台数」と「損害率」に応じて毎年見直しされ変動する
場合があります。

団体扱契約は
一般契約に比べて

約 20% 割安

<団体扱が可能な引受保険会社>



しかもこの割引はご家族にも適用！！

- <割引対象> ①契約者(本人) ②契約者の配偶者 ③契約者または配偶者※の同居の親族
④契約者または配偶者の別居の扶養親族
※配偶者には内縁の相手方および同性のパートナーを含みます。以下同様とします。

さらに！！
・契約者をご退職後も退職者団体扱契約として団体扱割引を適用することができます。
・他の保険会社、JA共済、全労災等からの切替の場合も現在のノンプリート等級を継承できます。
(一部の共済を除きます。)



◎ ご加入の自動車保険、補償内容に心配はないですか？保険料に満足していますか？
お客様の保険証券を点検し、ご契約条件や補償内容についてアドバイスさせていただきます！

ただいま 新規契約キャンペーン
実施中！

<キャンペーン期間>
2022年7月1日～2022年12月31日

期間中に、団体扱自動車保険を新
規にご契約いただいた方には
もれなく**日用品詰め合わせ**を
進呈いたします。



※写真はイメージです

<お問い合わせ先・取扱代理店> お見積り・資料請求のお問い合わせは
とちぎプラワンサービス有限公司 (担当：宮原、伊藤) 受付時間：平日9:00～17:00
住所：〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 県庁生協売店内
TEL：028-623-3230 FAX：028-623-2548

ご契約方法はカンタンです!!

STEP 1
お見積りのご依頼

STEP 2
お見積りのご検討

STEP 3
ご契約手続き

お手元にご用意いただくとスムーズです

運転免許証 保険証券(現在ご契約の方) 車検証(お車の型式等がわかるもの)

本シート に必要事項をご記入のうえ、上記の3点をFAXください。

FAX:028-623-2548

Q 1 お車を主に使用される方の運転免許証の種類(色)は?

ゴールド ブルー グリーン

(免許証の有効期限: 年 月 日)

Q 2 お車を主に使用される方と同居のご家族等について

- 車を運転される一番若い方の年齢.....(歳)
- 自動車の保有台数.....(台)
- 直近1年間での事故(自動車保険による保険金支払のあった事故).....有 無

Q 3 ご契約のお車の主な使用目的は?

日常・レジャー 通勤・通学 業務使用

Q 4 お車を主に使用される方(記名被保険者)はどなたですか?

フリガナ
お名前

(生年月日: 年 月 日)

Q 5 お車を運転される方の範囲は?

本人のみ 本人・配偶者のみ 限定しない

フリガナ				勤務先		
お名前						
フリガナ						
ご住所	〒 -					
生年月日	昭和・平成	年	月	日(歳)	性別	男・女
ご連絡先	勤務先・ご自宅・携帯/スマートフォン			所属名		
見積送付先	勤務先・ご自宅			職員コード		

ご送付ください!!

※とちぎプラワンスサービスは、ご提出いただいた保険証券および団体扱お見積り依頼書に記載の個人情報をもとに、お客さまニーズにあった自動車保険プランをご提案させていただきます。

なお、適切で分かりやすい資料にてご案内させていただくために、同個人情報をとちぎプラワンスサービスが損害保険代理店委託契約を締結している引受保険会社に提供させていただきます。

<団体扱の対象となる方>

団体扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が引受保険会社の定める条件を、満たす場合のみとなります。ご契約者は栃木県に勤務し、栃木県から毎月給与の支払いを受けている方および退職者に限ります。

記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)および車両所有者はご契約者の配偶者、ご契約者またはその配偶者の同居のご親族、ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族のいずれかの場合も、ご契約いただけます。

<団体扱に関するご注意>

退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合、「保険料の集金に関する契約書」に定められた契約者の人数に不足する場合等には、団体扱特約が失効し、残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

このチラシは自動車保険(団体扱)の概要についてご説明したものです。なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項等説明書」等をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店または引受保険会社にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。